


開 示 書

第 6 2 期

〔 自 平成19年 4 月 1 日
至 平成20年 3 月31日 〕

 アイディーオー証券株式会社

平成20年 7 月

目次

記載項目について	1
1 . 会社の概況	4
(1) 会社名等	4
(2) 会社の沿革	4
(3) 会社の目的	5
(4) 事業の内容	7
(5) 営業所の状況	9
(6) 財務の概要	9
(7) 発行済株式総数	9
(8) 主要株主名	9
(9) 役員の状況	10
(10) 従業員の状況	10
2 . 営業の状況	11
(1) 営業方針	11
(2) 当社及び当業界を取巻く環境.....	11
(3) 営業の経過及び成果	11
(4) 対処すべき課題	14
(5) 受託業務管理規則	15
(6) 外務員の登録状況	19
(7) 委託者数	19
(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項	19
3 . 経理の状況	20
(1) 貸借対照表	20
(2) 損益計算書	21
(3) 株主資本等変動計算書	22
(4) 個別注記表	23
(5) 監査に関する事項	30
(6) 財務比率	30

【記載項目について】

1. 会社の概況

- (1) 「会社名等」 会社名、所在地、電話番号、代表者役職・氏名を記載しています。
- (2) 「会社の沿革」 当社の設立から現在までの沿革を記載しています。
- (3) 「会社の目的」 定款に記載された当社の目的を記載しています。
- (4) 「事業の内容」 当社の経営組織、事業の内容について記載しています。
- (5) 「営業所の状況」 本店及び従たる営業所について、店舗の名称、所在地、電話番号を記載しています。
- (6) 「財務の概要」 平成20年3月期における資本金、純資産額、総資産額、営業収益、経常利益等の主要な財務指標について記載しています。
- (7) 「発行済株式総数」 平成20年3月期における発行済株式総数を記載しています。
- (8) 「主要株主名」 所有株式数の多い株主10名の氏名、所有株式数等を記載しています。
- (9) 「役員の状況」 当社の役員の氏名、主要略歴等を記載しています。
- (10) 「従業員の状況」 当社の社員数、登録外務員数等を記載しています。

2. 営業の状況

- (1) 「営業方針」 当社の営業方針、企業の特徴等について記載しています。
- (2) 「当社及び当業界を取巻く環境」 内外の経済の状況及び商品先物取引業界の動向について記載しています。
- (3) 「営業の経過及び成果」 当社の平成20年3月期における業績について記載しています。
- (4) 「対処すべき課題」 当社が対応すべき今後の課題等について記載しています。
- (5) 「受託業務管理規則」 当社が受託業務の適切な遂行のために定めている社内管理規則を載しています。
- (6) 「外務員の登録状況」 期首及び期末における登録外務員数並びに期中における外務員の登録人数及び抹消人数を記載しています。
- (7) 「委託者数」 期首及び期末における委託者数及び期中における新規委託者数を記載しています。
- (8) 「苦情、紛争、訴訟に関する事項」 期中における委託者からの苦情及び紛争の状況についてその件数、期中において係争中の裁判についてその件数を記載しています。

3. 経理の状況

- (1) 「貸借対照表」
- (2) 「損益計算書」
- (3) 「株主資本等変動計算書」
- (4) 「個別注記表」
- (5) 「監査に関する事項」
- (6) 「財務比率」

当社の主要な財務比率について記載しております。

(a) 純資産額規制比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{リスク額}（*）} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項において準用する同法99条第7項に基づく商品取引所法施行規則（以下、「施行規則」という。）第38条の規定により算出したものです。また、「リスク額」には、商品市場における自己の計算による取引であって、決済を結了していないものについての価格変動等により発生し得る危険に対応する額（「市場リスク」という。）と、商品市場における取引の相手方の契約不履行等により発生し得る危険に対応する額（「取引先リスク」という。）とがあり、同法第211条第1項に基づく施行規則第99条の規定により算出したものです。

「純資産額規制比率」とは、純資産額の、商品市場において行う取引につき生ずる相場の変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額として施行規則で定めるところにより算出した額に対する比率であり、これが高いほどリスクに対する余裕があると言えます。

(b) 純資産額資本金比率

$$\frac{\text{純資産額}（*）}{\text{資本金額}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。

資本金に対する純資産の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(c) 自己資本資本金比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{資本金額}} \times 100$$

資本金額に対する取崩し可能な資本を含む自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(d) 自己資本比率

$$\frac{\text{自己資本}}{\text{総資産額}} \times 100$$

総資産額に占める自己資本の割合をみるもので、比率が高いほど経営が安定していると言えます。

(e) 修正自己資本比率

$$\frac{\text{自 己 資 本}}{\text{総 資 産 額 (*)}} \times 100$$

* 「総資産額」とは、委託者に係る㈱日本商品清算機構又は商品取引所への預託金額と預託必要額のいずれか小さい金額及び委託者債権の保全制度に基づいて拘束されている資産の額を除いたものです。）

上記の方法で算出された総資産額は実質的に事業資金として使用できないことから、これらの預託額を控除した総資産額に占める自己資本の割合をみたものです。

(f) 負債比率

$$\frac{\text{負 債 合 計 額}}{\text{純 資 産 額 (*)}} \times 100$$

* 「純資産額」とは、商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出したもので、上記(a)の純資産額とは計算が異なります。）

純資産と負債合計を対比したもので、比率が高いほど長期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

(g) 流動比率

$$\frac{\text{流 動 資 産 額}}{\text{流 動 負 債 額}} \times 100$$

短期間に支払期限の到来する流動負債額と短期間に現金化する可能性のある流動資産額を対比させたもので、比率が高いほど短期的な支払能力の安定性が高いと言えます。

4 . 業務関連事項 (別紙参照)

「月間売買高」

各商品の売買枚数について自己・委託別に記載しています。

「月末建玉状況」

各商品の月末現在の建玉数について自己・委託別に記載していません。

1. 会社の概況

(1) 会社名等

会 社 名 アイディーオー証券株式会社
 所 在 地 東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号
 電 話 番 号 03-5623-5100 (代表)
 代表者の役職氏名 代表取締役社長 西 孝夫

(2) 会社の沿革

年 月	沿 革
昭和23年 4月	「更栄証券株式会社」設立 (資本金 1,000 千円)
昭和24年 2月	東京証券取引所に正会員登録
昭和43年 4月	証券会社の免許制移行に伴う第 1 号、第 2 号、第 4 号の免許取得
昭和58年 9月	「新潟大塚証券株式会社」と合併、資本金 340,000 千円となる。同時に新潟証券取引所正会員登録
昭和59年 4月	第 3 号の免許取得
昭和59年10月	「公社債の払込の受入れ及び元利金支払の代理業務」の兼業承認
昭和59年11月	「累積投資業務の本業務」の承認 「証券投資信託受益証券の収益金及び一部解約金支払の代理業務」の兼業承認
昭和61年3月	「円建銀行引受手形の売買及び売買の媒介等の業務」の兼業承認
昭和61年4月	「須々木証券株式会社」と合併、商号をセンチュリー証券株式会社に変更 (合併後資本金 836,900 千円) 同時に大阪証券取引所正会員登録
昭和62年10月	第三者割当増資、新資本金 1,556,900 千円
昭和62年11月	「国内 CP の売買及び売買の媒介等の業務」及び「公共債担保貸付業務」の兼業承認
昭和63年 6月	「外国為替及び外国貿易管理法に基づく指定証券会社 (B)」の認可
昭和63年 9月	「有価証券に関する常任代理業務」、「海外 CD、CP の売買及び売買の媒介等の業務」及び「譲渡性預金の売買及び売買の媒介等の業務」の兼業承認
平成 2年 4月	第三者割当増資、新資本金 3,228,900 千円
平成 2年 6月	「金地金の売買、売買の媒介、取次ぎ及び代理並びに保管業務」の兼業承認
平成 4年 4月	「累積投資業務に MMF (マネー・マネジメント・ファンド) 追加」の承認
平成 5年 7月	「有価証券の私募の取扱業務」の承認
平成 5年11月	「MMF・中期国債ファンドのキャッシング業務」の兼業承認
平成 7年 3月	第三者割当増資、新資本金 4,644,900 千円
平成 8年 6月	「保護預り有価証券を担保として金銭を貸し付ける業務」の兼業承認 (対象を公社債から有価証券に変更)
平成11年 2月	証券会社が免許制から登録制への移行に伴い証券業登録
平成11年 3月	3,044,900 千円を減資し、資本金は 1,600,000 千円となる。インターネット取引開始

年 月	沿 革
平成16年 5月	インターネット為替保証金取引の開始
平成16年 7月	「アクセス証券株式会社」と合併
平成16年12月	J A S D A Q証券取引所の取引参加者取引資格取得
平成17年 1月	インターネット商品先物取引の開始
平成17年 2月	「商品取引所法第 2 条第 8 項に規定する商品市場における取引に係る業務」の兼業承認
平成17年 4月	商品取引受託業務の許可を受ける
平成18年 3月	金融先物取引業の許可を受ける
平成18年 6月	会社分割により社名を「サンライズキャピタル証券」に商号変更
平成19年 3月	600,000 千円を減資し、資本金は 1,000,000 千円となる
平成19年10月	社名を「アイディーオー証券株式会社」に商号変更
平成19年12月	日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社より商品先物取引及び外国為替証拠金取引に係るオンライン取引部門を承継。新資本金 2,000,000 千円となる。
平成20年 3月	日産センチュリー証券株式会社より証券取引に係るオンライン取引部門を承継

(3) 会社の目的（平成20年3月31日現在）

1. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引
2. 有価証券の売買、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引又は外国市場証券先物取引の媒介、取次ぎ又は代理
3. 有価証券の市場における有価証券の売買取引、有価証券指数等先物取引又は有価証券オプション取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理並びに外国有価証券市場における有価証券の売買取引又は外国市場証券先物取引の委託の媒介、取次ぎ又は代理
4. 有価証券店頭デリバティブ取引又はこれらの取引の媒介、取次ぎ若しくは代理
5. 有価証券の引受け
6. 有価証券の売出し
7. 有価証券の募集又は売出しの取扱い
8. 有価証券の私募の取扱い
9. 有価証券の保護預り
10. 有価証券の貸借又はその媒介若しくは代理
11. 有価証券の売買等における信用取引に付随する金銭の貸付け
12. 保護預り有価証券を担保とする金銭の貸付け
13. 有価証券に関する顧客の代理
14. 公社債の払込金の受入れ及び元利金支払の代理業務
15. 証券投資信託受益証券の収益金、償還金及び一部解約金支払の代理業務
16. 証券投資法人の証券投資に係る金銭の分配、払戻金又は残余財産の分配に係る業務の代理
17. 累積投資契約の締結

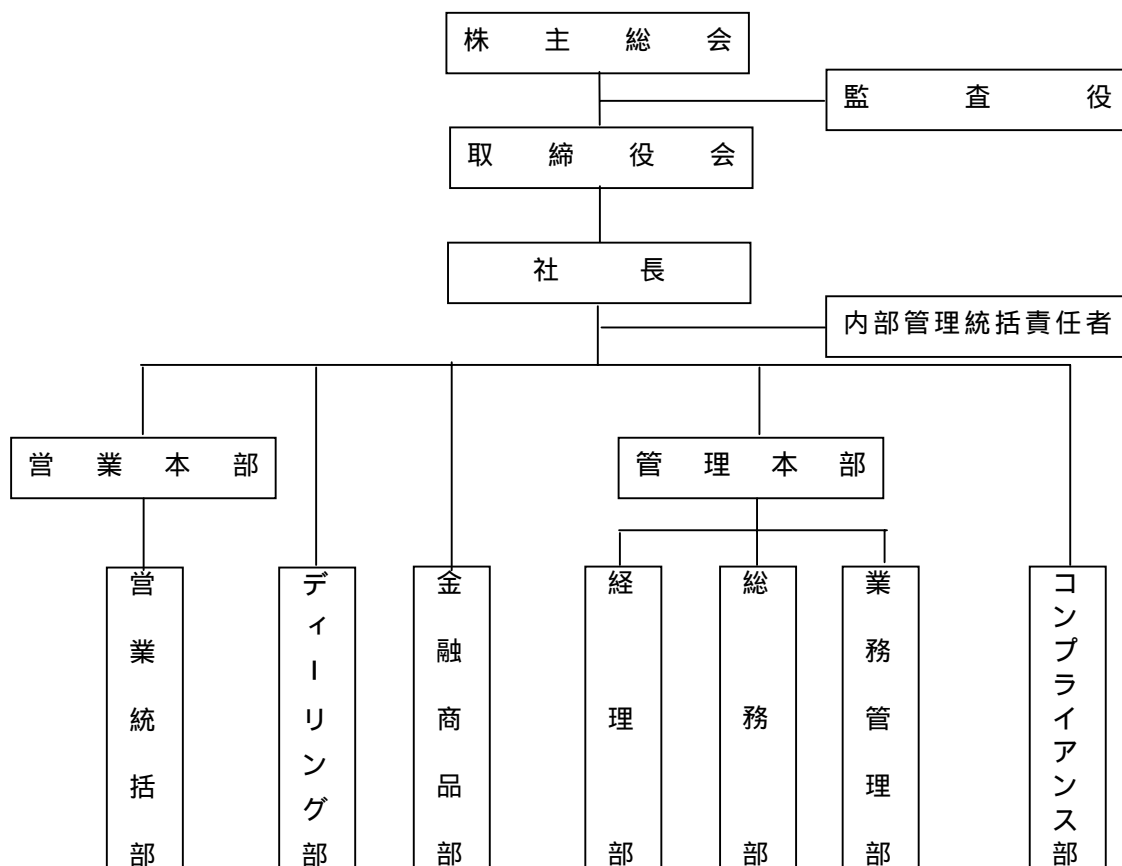
18. 円建銀行引受手形の売買及び売買の媒介等の業務
19. 有価証券に関連する情報の提供又は助言
20. 他の証券会社、外国証券会社又は登録金融機関の業務の代理
21. 公共料金等の収納代行業務
22. 株式事務の取次ぎ（転換社債型新株予約権付社債等の転換請求の取次ぎ及び新株予約権付社債等の新株引受権の行使に関する代理を含む。）
23. 常任代理人業務
24. 有価証券に係る投資顧問業の規制等に関する法律に規定する投資顧問業又は投資一任契約に係る業務
25. 証券会社に関する内閣府令第25条第7号に規定する金銭債権の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
26. 証券投資信託委託業
27. 民法に規定する組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
28. 商法に規定する匿名組合契約の締結の媒介、取次ぎ及び代理業務
29. その他証券業に付随するすべての業務
30. 商品取引所法の適用を受ける商品の売買、受託、媒介、取次ぎ及び代理業務
31. 商品取引所法の適用を受ける上場商品指数の取引及びオプション取引並びにこれらの取引の受託、媒介、取次ぎ及び代理に係る業務
32. 商品投資に係る事業の規制に関する法律に規定する商品投資販売業並びに商品投資顧問業
33. 金融先物取引法に規定する金融先物取引業
34. 金融先物取引等その他金利、通貨の価格、商品の価格その他の指数に係る変動、市場間の格差等を利用して行う取引並びにその受託、媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
35. 通貨の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
36. 直物為替先渡取引
37. 金地金の売買又はその媒介、取次ぎ若しくは代理に係る業務
38. 保険業法に規定する保険募集に関する業務
39. 他の事業者の経営に関する相談に応じる業務
40. 他の事業者の業務に関する電子計算機のプログラムの作成又は販売を行う業務及び計算受託業務
41. 電気通信事業及び有線放送事業並びにその他の情報の提供、処理等情報サービス業
42. 前各号に付帯する一切の業務

(注) 上記のうち____線部分の事業は、現在行っておりません。

(4) 事業の内容

1. 経営組織（平成20年3月31日現在）

当社の経営組織は、次のとおりであります。



2. 業務の内容

主たる業務

金融商品取引業（金融商品取引法第2条第8項）

金融商品取引業付随業務（金融商品取引法第35条第1項）

その他業務（金融商品取引法第35条第2項及び第4項）

(イ) 商品市場における取引の受託業務

商品取引所法に基づき、国内の商品取引所に上場されている商品の受託業務を行っております。

（許可番号：農林水産省指令 19 総合第 1263 号、平成 19・11・19 商第 5 号）

（許可番号：農林水産省指令 19 総合第 1264 号、平成 19・11・19 商第 4 号）

取引所名	市場名	上場品目名
東京工業品取引所	貴金属	金、銀、白金、パラジウム
	アルミニウム	アルミニウム
	ゴム	RSS3号
	石油	原油、ガソリン、灯油
東京穀物商品取引所	農産物	一般大豆、Non-GMO大豆、小豆、とうもろこし アラビカコーヒー生豆、ロブスタコーヒー生豆、 生糸
	砂糖	精糖、粗糖
中部大阪商品取引所	畜産物	鶏卵
	石油	ガソリン、灯油、軽油
	鉄スクラップ	鉄スクラップ
	ゴム	RSS3号、TSR20号
	天然ゴム指数	天然ゴム指数
	アルミニウム	アルミニウム
	ニッケル	ニッケル
関西商品取引所	農産物	米国産大豆、小豆、とうもろこし、プロイラー
	農産物・飼料指数	国際穀物等指数、コーヒー指数
	砂糖	精糖、粗糖
	水産物	冷凍えび

取引所における取引注文の執行は、日本ユニコム株式会社に委託しております。

(ロ) 商品市場における取引を行う業務

自己の計算において商品市場における取引を行う業務であります。なお当期において、当該取引はありません。

(5) 営業所の状況(平成20年6月30日現在)

店舗の名称	所在地	電話番号
本店	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	03-5623-5100

(6) 財務の概要

平成20年3月期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

(a) 資本金	2,000,000 千円
(b) 純資産額 (注)	4,537,355 千円
(c) 総資産額	32,260,332 千円
(d) 営業収益 (うち、受取委託手数料)	1,079,759 千円 (182,482 千円)
(e) 経常利益	5,742 千円
(f) 当期純利益	367,151 千円

(注) 純資産額は商品取引所法第211条第4項以外において準用する同法第99条第7項に基づく施行規則第38条の規定により算出しております。

(7) 発行済株式総数

発行済株式の総数 116,738,725 株

上場の有無 非上場

(注) 当社の親会社であるユニコムグループホールディングス株式会社は、ジャスダック上場会社であります。

(8) 主要株主名(平成20年3月31日現在)

株主名	住所又は所在地	当社への出資状況	
		持株数	出資比率
ユニコムグループホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町一丁目38番11号	96,708,809株	83.120%
日産センチュリー証券株式会社	東京都中央区日本橋兜町7-6	18,403,116株	15.817%
株式会社岡安	大阪府大阪市中央区北浜二丁目3番8号	220,000株	0.189%
村井昭夫		133,356株	0.115%
岡本昭		61,400株	0.053%
石井邦子		57,458株	0.049%
岡本安明		53,400株	0.046%
岡本昭治		51,800株	0.045%
岡本禮子		37,400株	0.032%
井原章		36,500株	0.031%

個人株主の住所については個人情報保護の観点から非公開としております。

(9) 役員の状況(平成20年3月31日現在)

役職及び職名	氏名 (生年月日)	所有する当社の株式数
代表取締役社長	西 孝夫 (昭和18年5月26日)	0株
専務取締役	飯盛 信文 (昭和38年4月17日)	0株
取締役 (内部管理統括責任者)	佐々木 俊夫 (昭和24年11月20日)	0株
取締役 (管理本部長)	西山 義信 (昭和30年5月11日)	0株
取締役 (営業本部長)	浅井 宏 (昭和33年5月6日)	0株
取締役 (非常勤)	野澤 正平 (昭和13年4月3日)	0株
取締役 (非常勤)	二家 英彰 (昭和48年12月5日)	0株
取締役 (非常勤)	酒井 清行 (昭和22年4月22日)	0株
監査役 (常勤)	玉手 良明 (昭和23年11月13日)	0株
監査役 (非常勤)	岡本 昭 (昭和2年5月28日)	61,400株
監査役 (非常勤)	近藤 竜夫 (昭和48年5月27日)	0株
計	11名	61,400株

(10) 従業員の状況(平成20年3月31日現在)

	総数	男女別		営業・非営業	
		男	女	営業	非営業
従業員数	85人	72人	13人	35人	50人
平均年齢	35.8歳	37.5歳	26.9歳	35.6歳	37歳
平均勤続年数	0.4年	0.4年	0.4年	0.4年	0.4年
外務員数	49人	39人	10人	28人	21人

2. 営業の状況

(1) 営業方針

当社は、「金融デリバティブに強いオンライン型証券会社」をビジネスモデルとし、あらゆる経営資源を集中的・効率的に投入し、最先端の顧客サービスを実現することで、マーケットにおける有力な地歩の確立を目指すべく、以下の経営方針を掲げています。

- ・ 新しい金融商品取引法のもと、市場の公正な仲介者として最良執行を果たし、お客様の資産の創出・増大に寄与し、お客様のご期待にお応えする。
- ・ 直接金融の担い手としての社会的使命を十分に認識し、時代の最先端に行く良質な商品・サービスをご提供することにより、社会に貢献する。
- ・ グループ企業が長年蓄積してきたインターネット技術と経営資源を最大限に活用し、証券・為替・商品へと、より自由で開かれた「機会」をお客様にご提供し、大いにご活用いただけるよう、情報提供スキルのレベルアップに注力する。
- ・ 会社の企業価値の向上による株主価値の増加を目指し、株主のご期待にお応えする。
- ・ 社員一人ひとりの創造性を尊重し、進取の気性に富んだ活力ある企業風土を醸成する。
- ・ プロフェッショナル職を中心として、少数精鋭にして働き甲斐のある、公正で自由闊達な社風を築く。

(2) 当社及び当業界を取巻く環境

当事業年度における我が国の経済は、米国のサブプライムローン問題に端を発した国際金融・資本市場の混乱が世界的な信用収縮を招き、結果、国内株式市場の下落、為替の急激な円高ドル安等により、特に年後半は景気の減速感を強めました。また、家計部門では世界的な原油高、穀物高による各種商品、素材の値上げ企業収益や賃金の伸び悩み等改善の遅れにより、個人消費は力強さに欠ける動きとなりました。

このような環境下で当社は、平成19年10月1日に社名をアイディーオー証券株式会社に変更するとともに、従来の投資銀行業務を主軸とする営業方針を大きく転換し、「金融デリバティブに強いオンライン型証券会社」として展開を図るよう、経営方針の変更を行いました。

これに基づき、同年12月1日に日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社から外国為替証拠金取引に係るオンライントレード部門と、商品先物取引に係るオンライントレード部門の吸収分割による事業承継を行いました。また、平成20年3月1日には、日産センチュリー証券株式会社より証券取引に係るオンライントレード部門を吸収分割の方法により承継し、この結果、より開かれた幅広い投資機会を提供できる態勢を確立しました。

(3) 営業の経過及び成果

[証券部門]

上記の事業承継により、株式現物・信用取引に係る日産センチュリー証券の営業資産を承継し、インターネットによるサービスを開始しました。顧客の取引システムについては、日産センチュリー証券において提供していた「マーケット・プレイヤー」システムを踏襲し、また日経225先物・オプション取引につきましても新システムとしてGLTRADE社の提供する「IDO TRADER」を導入し、プロ仕様の取引環境をお客様に提供いたしました。

サービス面では、株式現物及び信用取引については承継前と同様の手数料体系を敷くとともに、日経225先物及びオプション取引においてはキャンペーン価格の適用により、お客様の取り込み

を図ってきました。

その結果、当社の証券部門の営業実績は、株式売買高合計が4億22百万株となり、うち委託売買高は3億19百万株、自己売買高は1億3百万株、委託売買代金は1,094億82百万円となり、受入手数料は3,155万円となりました。

[債券・投信部門]

当期の債券・投信営業に関しては、実績はありません。

[店頭デリバティブ部門]（外国為替証拠金取引）

平成19年12月1日に、日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社より事業を承継し、外国為替証拠金取引の取り扱いを開始しました。オンライントレード部門については委託手数料を0としたため、委託手数料収入はカスタマーサポートによる売買受託分のみとなり、1,092万円に留まりました。

また、同時に、日本ユニコム株式会社からは同社が同業他社より受託していたカバー取引部門についても承継を行いました。その結果、トレーディングによる損益では8億35百万円の利益を計上いたしました。

[商品先物取引部門]

店頭デリバティブ部門と同様、平成19年12月1日に日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社より事業を承継し、商品先物オンライン取引の取り扱いを開始しました。鉱工業品、穀物とも相場環境は騰勢を保ったものの、急激な上昇相場に対する警戒感からお客様の売買活性化には繋がらず、同部門の委託手数料収入は1億87百万円となりました。

[損益の概況]

上記の結果、当営業年度の純営業収益は10億79百万円、うち受入手数料は2億30百万円となりました。

一方、販売費・一般管理費は事業の拡大に伴い、人件費、設備等の費用の増加があり、11億8百万円となった結果、経常損益は574万円の損失となりました。また、当期純利益は3億67百万円となりました。

なお、当事業年度における商品先物取引の受取手数料及び売買損益並びに売買高は次のとおりであります。

(a) 受取手数料

(単位：千円)

商品市場名	期 別	第 6 2 期	
		(自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日)	
商品先物取引			
農産物市場			38,983
砂糖市場			3,354
繭糸市場			0
貴金属市場			77,261
アルミニウム市場			428
石油市場			44,100
ゴム市場			23,153
畜産物市場			0
農産物・飼料指数市場			87
天然ゴム指数市場			277
ニッケル市場			0
水産物市場			0
小 計			187,647
そ の 他			31,322
合 計			218,969

(注) 1. 上記の金額には、消費税は含まれておりません。

2. 千円未満は切り捨てて表示しております。

(b) 売買損益

当該事項はありません。

(c) 売買高

(単位：枚)

商品市場名	期 別 内 訳	第 6 2 期		
		(自 平成 19 年 4 月 1 日) (至 平成 20 年 3 月 31 日)		
		委 託	自 己	合 計
商品先物取引				
農産物市場		113,286	0	113,286
砂糖市場		10,355	0	10,355
繭糸市場		0	0	0
貴金属市場		297,349	0	297,349
アルミニウム市場		1,207	0	1,207
石油市場		175,449	0	175,449
ゴム市場		93,147	0	93,147
畜産物市場		0	0	0
農産物・飼料指数市場		252	0	252
天然ゴム指数市場		761	0	761
ニッケル市場		0	0	0
水産物市場		0	0	0
合 計		691,806	0	691,806

(4) 対処すべき課題

平成 19 年 12 月に日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社から外国為替証拠金取引並びに商品先物取引に係るオンライントレード部門を承継し、また本年 3 月に日産センチュリー証券株式会社から更に、証券取引に係るオンライントレード部門を承継しました。この結果、当社の事業内容と業容は、「金融デリバティブに強いオンライン型証券会社」に相応しく立ち上がることとなりましたが、当社の新しい社名を始め、当社独自のブランドとプレゼンスは未だマーケットにおいて十分に浸透しているとは言い難く、現状までの当社の露出度の低さ等も相まって、マスター F X、マスター C X、マーケットプレイヤーの顧客口座数の増加状況はやや停滞しているところです。今後、お客様向けサービスの更なる向上と一段と積極的な広報活動を展開することにより、日経 225 先物・オプション取引業務も取扱う証券部門と並び、マスター F X、マスター C X においても顧客層の飛躍的な拡大を実現することが課題となっております。

また、オンライン型証券会社をビジネスモデルとする当社にあって、コアビジネスにおける競合他社への優位性を確保していくためには、IT 機能の強化は必要不可欠な要素であります。今後多様化し続ける投資家ニーズに合せたフロントシステムのバージョンアップやバックシステムの拡充等の必要性は、今後さらに増大していくものと予想されます。

当社はこの大型化傾向にある IT 投資について、費用対効果の観点から、適切に管理・評価するための IT ガバナンスを早期に構築することで、当該投資の効率化を促し、安定的・継続的な成長に資する体制の整備に取り組んでいく所存です。

(5) 受託業務管理規則

受 託 業 務 管 理 規 則

(目 的)

第1条 本規則は、電子取引による商品先物取引の受託業務の適正な運営及びその管理について必要な事項を定める。

(規則の制定及び改正)

第2条 本規則の制定及び改正は、取締役会の決議を経て実施するものとする。

(商品先物取引不適格者の参入防止)

第3条 当社は、以下の各号に該当する者については、顧客の知識、経験、財産の状況及び受託契約を締結する目的等の適合性(以下、「適合性の原則」という。)に照らして商品先物取引不適格者とし、これらの者からの商品先物取引の受託は行わないものとする。

但し、第5号及び第6号に該当するときは総括責任者又はそれに準ずる者が審査の上、承認した場合はこの限りではない。

(1) 未成年者、成年被後見人、被保佐人、被補助人、精神障害者、知的障害者及び認知障害の認められる者

(2) 破産者で復権を得ない者

(3) 年金生活者等で余裕資金を持たないと判断される者

(4) 生活保護法による保護を受けている世帯に属する者

(5) 新たに契約を締結しようとする75才以上の者

(6) 公共団体、金融機関等の公金出納取扱者並びに第三者の資金を取扱う者及びこれに準ずる者

(7) 長期入院患者で随時の連絡がとれない者

(8) 元本欠損又は元本を上回る損失が発生する可能性のある取引を行わない意思のある者

(9) 商品先物取引をするための借入れを行う者

(10) 過去に恣意的にトラブルを惹起した者

(11) その他、商品先物取引を行う適合性に欠けると判断される者

(適合性等の審査)

第4条 当社は、商品先物取引不適格者等の参入を防止するため、第10条により作成する顧客カード等に基づき適合性の原則に照らして審査を行うものとする。なお、当該審査を終えるまでは約諾書の差入、取引証拠金等の預託、取引の注文を受けないものとする。また、審査結果については、記録を作成し取引終了後3年間保存するものとする。

2. 前条第1項第6号に該当していない者が、異動等により同号に該当することが判明した場合は、投資資金が自己資金であることを確認すると共に、自書による申出書の提出があり、総括責任者が審査の上承認したときは、受託を行うことができるものとする。

(電子取引申込基準)

第5条 当社は取引に際し以下の基準を設け、委託者が同基準を満たさないときは受託しないものとする。

(1) 電子取引の利用環境が当社の推奨するパソコンの動作環境(ブラウザ、OS、メモリ、モニタ解像度)に適正に整備されていること

(2) パソコン又は携帯電話等の端末操作が的確に行えること

(3) 個人情報の登録が正確になされていること

(4) 第15条に定める商品先物取引の電子取引に関する利用規則(以下、「利用規則」という。)

について十分理解し遵守すること

(5) その他、当社が電子取引を行うに必要と判断した事項

(電磁的方法による関係書面の交付及び通知)

第6条 当社は、委託者への関係書面の交付及び通知等は、受託契約準則の規定による電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法、その他の情報通信の技術を使用する方法であって省令に規定する方法をいう。)の種類及び内容を提示し、当該委託者から書面又は電磁的方法により承諾を得た上で行うことができるものとする。

(受託契約締結前の書面等交付)

第7条 当社は、商品先物取引の受託にあたっては、受託契約準則、「商品先物取引 - 委託のガイド」、利用規則等の関係書類を書面にて交付又は電磁的方法により交付し、その記載内容、商品先物取引のしくみ、取引証拠金及び委託手数料等の額及び徴収の時期等の基本的知識について理解を求め、取引の投機の本質について危険開示を行い顧客の判断と責任において取引を行うことについて、顧客に十分な自覚を促したうえで参加を求めるものとする。

2. 当社は、顧客より、前項書面の内容について理解出来たこと及び利用規則等に同意する旨を書面又は電磁的方法により確認するものとする。
3. 当社は、営業統括部担当者が顧客から契約関係書類等を書面又は電磁的方法により徴収し、審査担当者が契約関係書類等の書類を審査し、受託の適否を判断するものとする。

(商品先物取引口座設定申込書の徴収)

第8条 当社は、顧客の取引における適合性等を確認するため、顧客より以下の事項を記載した「商品先物取引口座設定申込書」を書面又は電磁的方法により徴収するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所
- (3) 年収及び資産の状況
- (4) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
- (5) 株式取引の経験の有無及びその程度
- (6) 受託契約を締結する目的
- (7) 適合性の確認
- (8) その他必要と認める事項

(顧客の本人確認書の徴収)

第9条 当社は、健全な委託者の参入を図るため、委託者に氏名、住所、生年月日等の申告を求めるとともに、本人確認書(運転免許証等の公的書類)の写しを徴収し、委託者が法人の場合は、登記事項証明書の提出を求めその原本又は写しを徴収するものとする。

2. 当社は顧客から前項に掲げる本人確認書を徴収し、本人確認法及びその他、法令諸規則に定める方法により、本人確認を行うものとする。
3. 当社は前項に基づいて、本人確認を行った場合には、本人確認記録を顧客カードに記録するものとする。

(顧客カードの整備)

第10条 当社は、商品先物取引を行う顧客について以下の事項を営業統括部担当者が記載又は電磁的方法により入力した顧客カードを作成するものとする。

- (1) 氏名、性別、生年月日、住所及び連絡先
- (2) 職業、会社名、役職名及び勤務先住所

- (3) 推定年収及び推定資産の状況
- (4) 商品先物取引の経験の有無及びその程度
- (5) 株式取引（現物、信用）の経験の有無及びその程度
- (6) 受託契約を締結する目的
- (7) 適合性の確認事項
- (8) その他必要と認める事項

- 2. 顧客カードは、営業統括部担当者が所要の事項を記載又は電磁的方法により入力されたものを、受託前に予めコンプライアンス部による適合性等の審査を受けるものとする。
- 3. 顧客カードは、全てこれをコンプライアンス部が管理・保存することとする。

（受託業務における法令の遵守）

第 1 1 条 当社は、商品先物取引の受託にあたっては、商品取引所法、日本商品先物取引協会の「商品先物取引の電子取引に係るガイドライン」、その他法令諸規則を遵守するものとする。

（取引本証拠金の額等に係る措置）

第 1 2 条 取引本証拠金の額等は別に定めるものとする。

- 2. 取引本証拠金の額等に係る社内責任者を定め、その内容について社内に徹底するとともに委託者に周知しその記録を 3 年間保存するものとする。

（不正資金の流入防止）

第 1 3 条 当社は、委託者からの不正資金の流入を防止するため、第 9 条に規定する方法により、顧客の本人確認を徹底し、顧客管理体制を図るものとする。

- 2. 第 3 条第 1 項第 6 号及び第 4 条第 2 項に該当し、総括又は副総括責任者の審査により受託を承認した者については、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 当該委託者からの預り額（帳尻益の振替分を除く。）の合計額が、口座設定申込書で本人が申告した金融資産額及び収入の額等を考慮して著しく過大であると判断したときは当該委託者の預託金について調査を行うものとする
- (2) 前号の調査に当たっては、コンプライアンス部門と営業統括部門との協力により当該委託者から預託された資金の性格や資金の出所を委託者との電話、面談その他の方法により聴取するか必要に応じて資金の裏付けとなる証拠書類又は証拠物件の提出を求めるものとする
- (3) 前号について不正資金による取引資金の預託があることが判明したときは、当該委託者に対し速やかに決済するよう要請するとともに、取引が決済されたときは速やかに清算するものとする
- (4) 調査に関しては、その記録を作成し、これを 1 0 年間保存するものとする

- 3. 当社は、疑わしい取引の届出体制については、組織犯罪処罰法に基づき行政当局が公表する疑わしい取引の参考事例を参考にするなど、テロ資金供与又はマネーロンダリングに係る疑いのある取引に該当する可能性があるものと判断した場合、当局に対して速やかに届出るものとする。

（顧客との入出金に係る管理）

第 1 4 条 当社は、顧客との間の入出金は原則として振込みにより行うものとする。なお、やむを得ず現金の受渡しを行う必要がある場合については顧客ごとにその必要性等について総括責任者または統括責任者が個別に審査するものとし、承認されたときは以下の各号について遵守するものとする。

- (1) 取引証拠金等を現金により受領する場合には、あらかじめ金額を記載した取引証拠金預り証の交付と同時に行うものとする。
- (2) 外務員が顧客との間で現金を入出金するときは、当該外務員以外の役職員が、顧客に対し、入

出金の額、日時、当該外務員の氏名等について確認するものとする。

(3) 現金の受渡しに当たっては、原則として複数の役職員で対応するものとする。ただし、やむを得ず一人の外務員で対応する場合には、営業統括部門の責任者の承認を得るものとする。

2. 前項の審査を得ていない顧客が来店の上で現金の受渡しを求めた場合には、原則としてその要求に応じるものとする。ただし、その場合、前項第1号から3号を遵守するものとする。

(商品先物取引の電子取引に関する利用規則の制定及び交付)

第15条 当社は利用規則を制定し事前に顧客に交付するものとする。

(広告・宣伝に係わる規則)

第16条 当社は、広告等に係わる社内管理については、別に定める「広告取扱規定」にしたがって行うこととする。

(システム障害)

第17条 当社は、当社のコンピューター障害に起因し、委託者が通常の取引が出来なくなったときに適正にシステム障害に対処するために別途、システム障害規程を定めるものとする。

(日本商品先物取引協会への届出)

第18条 本規則は、日本商品先物取引協会へ届け出るものとする。本規則を変更した時も同様とするものとする。

付 則

1. この規則は、平成19年12月1日より施行する。

(6) 外務員の登録状況

(単位：人)

期首 登録外務員数	新規登録数	登録抹消数	期末 登録外務員数
48	3	2	49

(7) 委託者数

(単位：人)

期首 委託者数	新規委託者数	期末 委託者数
3,764	118	3,660

(8) 苦情・紛争に関する事項

当該事項はありません。

(9) 訴訟に関する事項

当該事項はありません。

3. 経理の状況

(1) 貸借対照表

貸借対照表

(平成20年3月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流 動 資 産	31,307,969	流 動 負 債	27,400,216
現金及び預金	3,373,280	信用取引負債	3,200,893
預託金	10,163,000	信用取引借入金	2,160,202
約定見返勘定	138	信用取引貸証券担保金	1,040,690
信用取引資産	3,693,225	顧客からの預り金	5,473,791
信用取引貸付金	2,988,084	預り証拠金	7,124,277
信用取引借証券担保金	705,140	外国為替取引預り証拠金	5,875,086
立替金	23,921	受入保証金	4,772,074
保管有価証券	657,099	信用取引受入保証金	4,746,802
短期差入保証金	11,494,199	先物取引受入保証金	25,271
信用取引差入証拠金	725,492	未払金	826,393
商品先物取引差入証拠金	6,400,874	未払法人税等	10,184
その他の差入保証金	4,367,832	その他流動負債	104,615
支払差金	10,206	賞与引当金	12,900
短期貸付金	1,200,000	特別法上の準備金	351,469
委託者未収金	148,030	証券取引責任準備金	343,023
繰延税金資産	480,000	(金融商品取引法第46条の5)	
その他流動資産	127,571	商品取引責任準備金	8,445
貸倒引当金	62,700	(商品取引所法第221条)	
固 定 資 産	952,360	負債合計	27,751,685
有形固定資産	409,044	純 資 産 の 部	
建物	59,872	株 主 資 本	4,508,646
器具・備品	25,765	資本金	2,000,000
建設仮勘定	323,406	資本剰余金	2,412,244
無形固定資産	157,394	資本準備金	500,000
電話加入権	144	その他資本剰余金	1,912,244
ソフトウェア	157,250	利 益 剰 余 金	129,200
投資その他の資産	385,921	その他利益剰余金	129,200
投資有価証券	7,000	繰越利益剰余金	129,200
出資金	27,300	自 己 株 式	32,798
預託金	1,000		
長期差入保証金	347,107	純資産合計	4,508,646
長期前払費用	3,513		
資 産 合 計	32,260,332	負債・純資産合計	32,260,332

(2) 損益計算書

損益計算書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
受取手数料収入	218,969	
トレーディング損益	6,297	
通貨取引関連収益	846,816	
その他営業収益	643	1,072,726
金融収益	14,378	
金融費用	7,345	7,032
純営業収益		1,079,759
営業費用		
販売費及び一般管理費	1,108,307	1,108,307
営業利益		28,548
営業外収益		
受取利息	23,197	
受取配当金	528	
その他の営業外収益	19,135	42,860
営業外費用		
為替差損	14,475	
その他の営業外費用	5,579	20,054
経常利益		5,742
特別損失		
関係会社株式売却損	75,000	
証券取引責任準備金繰入	8,492	
商品取引責任準備金繰入	1,757	
固定資産除売却損	20,906	106,156
税引前当期純利益		111,898
法人税等	950	
法人税等調整額	480,000	479,050
当期純利益		367,151

(3) 株主資本等変動計算書

株主資本等変動計算書

自平成19年4月1日
至平成20年3月31日

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金			利益剰余金	
		資本準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金 繰越 利益剰余金	利益剰余金 合計
前期末残高	1,000,000	250,000	1,062,244	1,312,245	237,951	237,951
当期変動額						
新株の発行	1,000,000	250,000	850,000	1,100,000		
当期純利益					367,151	367,151
自己株式の取得						
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)						
当期変動額合計	1,000,000	250,000	850,000	1,100,000	367,151	367,151
当期末残高	2,000,000	500,000	1,912,244	2,412,245	129,200	129,200

	株 主 資 本		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	
前期末残高	3,964	2,070,329	2,070,329
当期変動額			
新株の発行		2,100,000	2,100,000
当期純利益		367,151	367,151
自己株式の取得	28,834	28,834	28,834
株主資本以外の項目の当期の変動額 (純額)			
当期変動額合計	28,834	2,438,317	2,438,317
当期末残高	32,798	4,508,646	4,508,646

(4) 個別注記表

個別注記表

当社の貸借対照表、損益計算書及び株主資本計算書は、「会社計算規則」(平成 18 年法務省令第 13 号)の規定のほか、「金融商品に関する内閣府令」(平成 19 年内閣府令第 52 号)及び「有価証券関連業経理の統一に関する規則」(昭和 49 年 11 月 14 日付日本証券業協会自主規定規則)に準拠して作成しております。

重要な会計方針に係る事項に関する注記

1. トレーディングの目的と範囲

トレーディングは自己の計算に基づき利益を確保すること及び損失を減少させることを目的としております。

2. トレーディングに関する有価証券の評価基準および評価方法

トレーディング商品に属する有価証券(売買目的有価証券)およびデリバティブ取引については、時価法(期末日における終値)を採用しております。なお売却原価については、移動平均法により算出しております。

3. トレーディング関連以外の有価証券等の評価基準および評価方法

その他有価証券

(1) 時価のあるもの

時価(期末日における終値)をもって貸借対照表価額とし、取得価額との評価差額は全部純資産直入法により処理をしております。なお、評価差額については純資産の部の「その他有価証券評価差額金」として計上しております。なお、売却原価は移動平均法により算出しております。

なお、保管有価証券は商品取引所法施行規則第 39 条の規定により(株)日本商品清算機構が定めた充用価格によっており、主な有価証券の価格は以下のとおりであります。

利付国債証券	額面金額の 80%もしくは 85%
株券(一部上場銘柄)	時価の 70%相当額
倉荷証券	時価の 70%相当額

(2) 時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法によっております。ただし、建物(建物附属設備は除く)については、定額法によっております。

(会計方針の変更)

法人税法の変更に伴い、当事業年度より、平成 19 年 4 月 1 日以降に取得した有形固定資産については改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更しております。

これにより損益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

当社は、法人税法改正に伴い、平成 19 年 3 月 31 日以前に取得した資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の 5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の 5%相当額と備忘価額との差額を 5 年間にわたり均等償却し、減価償却に含めて計上しております。これにより損益に与える影響は軽微であります。

(2)無形固定資産及び長期前払費用・・・定額法によっております。なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5 年）に基づく定額法を採用しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金・・・委託者未収金、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については当社所定による実績繰入率（過去の一定期間における貸倒発生額から算出した貸倒実績率）により、また、貸倒懸念債権等の特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金・・・従業員に対して支給する賞与の支払に充てるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上しております。

6. 特別法上の準備金の計上基準

証券取引責任準備金

証券事故による損失に備えるため、金融商品取引法第 46 条の 5 の規定に基づき、積み立てております。なお、当該金額は金融商品取引法附則第 40 条第 1 項に基づき、旧「証券会社に関する内閣府令」第 35 条に定めるところにより算出した金額を計上しております。

商品取引責任準備金

商品先物取引事故による損失に備えるため、商品取引所法第 221 条の規定に基づき同施行規則に定める額を計上しております。

7. 外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円換算し、換算差額は損益として処理しています。

8. リース取引の会計処理方法

リース物件の所有権が、借主に移転すると認められるもの意外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引のよる方法に準じた会計処理によっております。

9. 消費税の処理方法

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。なお、控除対象外消費税については、当期の費用に計上しております。

貸借対照表に関する注記

1. 差入れた有価証券等の時価額	
信用取引借入金の本担保証券	2,107,127 千円
信用取引貸証券	1,037,445 千円
差入保証金の代用有価証券	364,092 千円
2. 差入を受けた有価証券等の時価額	
信用取引貸付金の本担保証券	2,463,245 千円
信用取引借証券	690,092 千円
受入保証金の代用有価証券	5,963,485 千円
その他担保として受け入れた有価証券で、自由処分権を付されたもの	139,120 千円
3. 担保に供している資産	
現金及び預金（金融機関）	500,000 千円
（1）商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 3 号に基づく銀行による契約弁済保証額	500,000 千円
4. 預託資産	
取引証拠金の代用として、次の資産を日本ユニコム(株)へ預託しております。	
保管有価証券	618,080 千円
5. 分離保管資産	
商品取引所法第 210 条の規定に基づく、委託者資産保全措置を講じております。	
（1）商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 3 号に基づく、銀行による契約弁済保証額	500,000 千円
（2）商品取引所法施行規則第 98 条第 1 項第 4 号に基づく、委託者保護基金代位弁済保証額	50,000 千円
なお、同法施行規則第 97 条第 1 項に基づき、保全措置を講じなければならぬ資産の額は 54,868,817 円であります。	
6. 有形固定資産の減価償却累計額	54,823 千円
7. 関係会社に対する債権及び債務	
短期金銭債権	1,200,000 千円
長期金銭債権	74,329 千円

損益計算書に関する注記

関係会社との間の取引	
営業取引収入	4,172 千円
営業取引支出	198,398 千円
営業取引以外の収入	20,254 千円

株主資本変動計算書に関する注記

発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：千株)

	前期末株式数	増加株式数	減少株式数	当期末株式数
発行済株式				
普通株式	34,321	82,416	-	116,738
合計	34,321	82,416	-	116,738
自己株式				
普通株式	46	343	-	389
合計	46	343	-	389

発行済株式の増加は、吸収分割に伴う新株の発行によるものです。自己株式の増加は、買付によるものです。

税効果会計に関する注記

繰延税金資産の発生 の主な内訳

(繰延税金資産)

証券取引責任準備金	139,267 千円
未収入金	1,037 千円
貸倒損失	41,082 千円
一括償却資産損金算入超過額	675 千円
繰越欠損金	1,729,960 千円
賞与引当金	5,237 千円
商品取引責任準備金	3,429 千円
未払事業所税	182 千円
未払外形標準課税	3,303 千円
未払費用	651 千円
繰延税金資産小計	1,924,826 千円
評価性引当金	1,444,826 千円
繰延税金資産合計	480,000 千円

今期は税引前当期純損失であるため、当該損失に対する法人税の比率と法定実行税率との間の重要な差異に関する注記は行っておりません。

関連当事者との取引に関する注記

1. 親会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の(被所有)割合	関係内容	
			役員の兼任等	事業上の関係
親会社	エコムグループホールディングス株式会社(東京都中央区)	83.7%	取締役4名兼任	業務指導及びマネージメント
取引内容	取引金額	科目	期末残高	
資金の貸付	1,200,000	短期貸付金	1,200,000	
本店店舗保証金	74,329	長期差入保証金	74,329	
利息の受取	20,254	-	-	
経営管理料	35,600	-	-	
出向社員給与負担分	122,934	-	-	
本店店舗賃借	38,826	-	-	

(注) 金利については市場利率を勘案し取締役会にて決定しております。

2. 親会社の子会社

(1) 日本ユニコム株式会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	
			役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	日本ユニコム株式会社 (東京都中央区)	0%	取締役2名兼任	商品先物取引の取次

取引内容	取引金額	科目	期末残高
商品先物取引の取次			
取引証拠金の差入	6,400,874	短期差入保証金	6,400,874
取引証拠金の差入	618,080	保管有価証券	618,080
支払手数料	64,030	-	-
吸収分割による事業の承継			
譲受資産	15,359,526	-	-
譲受負債	13,759,526	-	-

(注)事業の承継については、日本ユニコム株式会社の商品先物取引に係るオンライン取引部門及び金融商品取引(外国為替証拠金取引)部門並びにこれに附帯する業務を承継しており、日本ユニコム株式会社の適正な帳簿価額を基礎として決定しております。

(2) 日産センチュリー証券株式会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	
			役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	日産センチュリー証券株式会社 (東京都中央区)	15.9%	取締役3名兼任	出向社員の受入

取引内容	取引金額	科目	残高
出向社員の受入			
出向者給与負担分	15,732	-	-
吸収分割による事業の承継			
譲受資産	18,305,481	-	-
譲受負債	17,805,481	-	-

(注)事業の承継については、日産センチュリー証券株式会社の商品先物取引に係るオンライン取引部門及び金融商品取引(外国為替証拠金取引、証券取引)部門並びにこれに附帯する業務を承継しており、日産センチュリー証券株式会社の適正な帳簿価額を基礎として、決定しております。

(3) エフ・エックス・プラットフォーム株式会社

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有 (被所有)割合	関係内容	
			役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	エフ・エックス・プラットフォーム株式会社 (東京都中央区)	0%	取締役2名兼任	電算機器の開発・保守・管理のアウトソーシング

取引内容	取引金額	科目	期末残高
情報料	2,280	-	-
システムアウトソーシング	208,500	-	-
ライセンス使用料	73,209	-	-
メンテナンス料	3,958	-	-

(4) ゴールデンバーグ・ヘイマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社

(単位:千円)

属性	会社等の名称	議決権の被所有割合	関係内容	
			役員の兼任等	事業上の関係
親会社の子会社	ゴールデンバーグ・ヘイマイヤー・ユニコム・ジャパン株式会社(東京都中央区)	0%	なし	なし

取引内容	取引金額	科目	期末残高
有価証券の売却			
売却代金	25,000	-	-
売却損	75,000	-	-

.1 株当りの情報に関する注記

1.1 株あたりの純資産額	38 円 75 銭
2.1 株あたりの当期純利益額	6 円 34 銭

(注) 1 株当り純資産額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

純資産の部の合計額	4,508,646 千円
普通株式に係る期末の純資産額	4,508,646 千円
1 株あたりの純資産額の算定に用いられた期末の普通株式の数	116,348 千株

(注) 1 株当り当期純利益の算定の根拠は、以下のとおりであります。

1 株当り当期純利益	
当期純利益又は当期純損失	367,151 千円
普通株主に係る当期純利益又は当期純損失	367,151 千円
普通株式の期中平均株数	57,881 千株
普通株式増加数	82,416 千株

.その他の注記

(1) 当社は平成 19 年 10 月 18 日開催の取締役会において、平成 19 年 12 月 1 日を期日として会社分割を行い、当時の当社親会社ユニコムグループホールディングス株式会社の子会社、日本ユニコム株式会社及び日産センチュリー証券株式会社と吸収分割の手法により、商品先物取引に係るオンライン取引部門及び金融商品取引(外国為替証拠金取引)部門並びにこれに附帯する業務を承継することを決議いたしました。会社分割の概要は以下のとおりであり、平成 19 年 10 月 26 日開催の株主総会において承認を受けました。

承継する事業内容

商品先物取引に係るオンライン取引部門、金融商品取引(外国為替証拠金取引)部門並びにこれに附帯する業務

会社分割の法的形式

日本ユニコム株式会社並びに日産センチュリー証券株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする分社型吸収分割であります。また税務上は適格会社分割になります。

実施した会計処理の概要

事業の移転元の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、承継した資産と負債の差額を当社が交付した株式の帳簿価額としました。

- (2) 当社は平成 20 年 1 月 18 日開催の取締役会において、平成 20 年 3 月 1 日を期日として会社分割を行い、当時の当社親会社ユニコムグループホールディングス株式会社の子会社、日産センチュリー証券株式会社と吸収分割の手法により、金融商品取引(証券取引)に係るオンライン取引部門及びそれに附帯する業務を承継することを決議いたしました。

会社分割の概要は以下のとおりであり、平成 20 年 1 月 28 日開催の株主総会において承認を受けました。

承継する事業内容

金融商品取引(証券取引)に係るオンライン取引部門及びそれに附帯する業務

会社分割の法的形式

日産センチュリー証券株式会社を分割会社とし、当社を承継会社とする分社型吸収分割であります。また税務上は適格会社分割になります。

実施した会計処理の概要

事業の移転元の適正な帳簿価額を基礎として会計処理し、承継した資産と負債の差額を当社が交付した株式の帳簿価額としました。

(5) 監査に関する事項

当事業年度の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその付属明細書につきましては、あずさ監査法人により、会社法第436条第2項第1項の規定に基づく監査に準じた会計監査を受けております。

(6) 財務比率（平成20年3月31日現在）

諸 項 目	比 率
(a) 純資産額規制比率 [純資産額 / リスク額 × 100]	3728.52%
(b) 純資産額資本金比率 [純資産額 / 資本金額 × 100]	216.89%
(c) 自己資本資本金比率 [自己資本 / 資本金額 × 100]	225.43%
(d) 自己資本比率 [自己資本 / 総資本 × 100]	12.97%
(e) 修正自己資本比率 [自己資本 / 総資産額] × 100	13.62%
(f) 負債比率 [負債合計額 / 純資産額]	658.89%
(g) 流動比率 [流動資産額 / 流動負債額 × 100]	113.84%

2008年度開示書類の一部訂正について

2008年度開示書類において、19ページ中の『(8) 苦情、紛争に関する事項、(9) 訴訟に関する事項』を、以下の通り訂正致します。

(8) 苦情、紛争、訴訟に関する事項

(a) 顧客等が提起したもの
当該事項はありません

(b) 自社が提起したもの
当該事項はありません

(c) 双方が提起したもの
当該事項はありません

(d) 値合金処理に関するもの

	当該年度中の解決案件		当該年度中の未解決案件	
	事務処理ミス	システム障害	事務処理ミス	システム障害
当該年度に新規に発生した案件の件数 6件	0件	6件	0件	0件
前年度から継続している案件の件数 0件	0件	0件	0件	0件
合計6件	0件	6件	0件	0件

(注) 1. 事務処理ミスとは、委託者の注文の執行において、過失により事務処理を誤ることをいう。

2. システム障害とは、電子情報処理組織の異常により、委託者の注文の執行を誤ることをいう。